

介護サービスの提供による事故等発生時の本市への連絡について

1 対象となる事業所・施設

居宅サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、通所サービスの設備を利用し宿泊サービスを実施している事業所、住宅型有料老人ホーム、介護予防・生活支援サービス事業

（※①事業所・施設が市外に所在するが、利用者が名古屋市民である場合、②事業所・施設が市内に所在するが、利用者が名古屋市民ではない場合も報告を要する）

2 本市への連絡が必要な事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て本市に連絡する。

(1) 対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者が死亡した場合（※）、医療機関における治療を必要とした場合（軽微な治療（湿布の貼付、軽易な切り傷への消毒実施など）は除く）、利用者トラブルが発生した場合、利用者等に賠償金等を支払った場合又はエスケープ

(2) 対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金等を支払った場合（代わりの物を購入した場合も含む）、利用者等の個人情報流失した場合又は利用者等とトラブルが発生した場合

(3) 感染症の発生 「事故報告書（食中毒又は感染症用）」にて報告

介護サービスの利用者が食中毒又は結核等の感染症に罹患した場合、又は、疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が施設内で発生し、利用者等が罹患した場合。具体的には、①事業所全体で10名以上が罹患した場合、②1ユニットのうち半数以上が罹患した場合、③感染症による死亡者が発生した場合、④その他事業所の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合。

※介護サービスの提供に伴い発生した事故によらない病死の場合は（3）を除いて報告不要

3 本市への連絡方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、別紙「事故報告書」「事故報告書（食中毒又は感染症用）」に必要事項を記載の上、**速やかに**ファックス又は郵送にて連絡を行うものとする。

なお、別紙「事故報告書」により難しい場合は、事業所又は施設において定めた所定の様式に代えることもできるが、別紙「事故報告書」の全ての事項について必ず記載すること。

4 本市の連絡先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 FAX 052-972-4147

問合せ先	サービスの種類	電話番号
	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護	052-972-2592
	上記以外のサービス	052-972-3087

5 留意事項

事故が発生した場合は、本市への連絡を行う前に、速やかに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施すこと。

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市健康福祉局介護保険課長

介護サービスの提供に伴い発生した事故等について、下記のとおり報告します。

1 事業所又は施設の詳細

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法人名

2 区分（該当する番号に○を付すこと）

【 (1)対 人 事 故 / (2)対 物 事 故 / (3)その他 】

3 対象者

被 保 険 者 番 号										
(ふりがな) 被保険者氏名	M・T・S 年 月 日生 (歳) 男 ・ 女									
被保険者住所 電話番号	Tel () ー									
要支援状態区分	要支援1・要支援2・事業対象者									
要介護状態区分	要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5									

4 発生日時

平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃

5 被害の状況

対 人 事 故		対 物 事 故
診断（例：骨折、誤嚥、死亡）	事故部位（例：左手首）	毀損・滅失物

6 事故発生場所（該当するものに○を付すこと。）

〔 居室 食堂 リビング テイルーム トイレ 浴室
廊下 階段 玄関 不明 その他 () 〕

7 事故発生時の状況および事故発生後の対応

（事故発生原因、事故発生時の状況、事故の程度、対応職員名及び対応状況、事故発生後の対応経過を簡潔かつ詳細に記入すること。なお、事故の発生場所が判明している場合は、見取図も添付すること。）

8 再発防止にかかる管理者の所見

（再発防止の取り組み内容を簡潔に記載すること。）
管理者氏名： (連絡先：Tel () ー)

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

事故報告書（食中毒又は感染症用）

平成 年 月 日

（あて先）名古屋市健康福祉局介護保険課長

食中毒又は感染症の発生について、下記のとおり報告します。

1 事業所又は施設の詳細

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法人名

2 疾患名

【 】

3 報告理由（例：事業所全体で10名以上が罹患したため 等）

【 】

4 対象者

入所者	人中 人（うち入院者 人）
通所者	人中 人（うち入院者 人）
職員	人中 人（うち入院者 人）

5 発生日（最初に患者が発生した日）

平成 年 月 日

6 発症者の主な症状（該当するものに○を付すこと。）

〔 1下痢 2 嘔吐 3腹痛 4発熱 5 咳、咽頭痛、鼻水 6発疹、皮膚の異常 7その他（ ） 〕

7 発生の経緯（発見の端緒、感染経路 など）

8 事業所又は施設の措置、対応（施設運営内容の変更、保健所の指示 など）

管理者氏名：

（連絡先：TEL（ ） — ）

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。



人間性豊かなまち 名古屋の実現を めざして

新なごや人権施策推進プラン(改訂版)のあらまし

名古屋市

人権

とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「新なごや人権施策推進プラン」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。(平成23年3月策定、平成26年3月改訂)

基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

基本的な視点

『基本理念』を実現するためのまちづくりの方向性

1 一人ひとりが大切にされる まちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

2 互いの個性を認めあい 支えあうまちづくり

誰もが、お互いの個性や価値観の違いを認めあい、支えあうまちづくりを推進します。

3 市民の参画と協働による まちづくり

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

計画期間

平成22年度から平成31年度までの10年間

推進体制と進管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権に関する諸施策の連絡調整および総合的な推進をはかります。
- 各人権施策については、所管する局区等での対応を基本として全庁的に推進します。また、「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、関係施策等の連絡調整および情報交換を実施しています。
- 施策内容については、別途、実施計画を策定して人権施策推進会議等で定期的に点検し、取り組み状況を把握することで、適切な進管理を行います。

市の基本姿勢

1 人を 大切にする 施策の推進

あらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務執行に努めます

2 市民が 主体となる 施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します

3 総合的な 施策の推進

複雑化・多様化し、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進します

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権に関する教育・啓発

現状と課題

市民一人ひとりが、人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重について理解と認識を深め、主体的に考え、行動することが重要です。

また、市職員は、常に人権尊重の視点に立って業務をすすめていく意識が重要であり、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が強く求められています。

主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

2 人権尊重のまちづくり

現状と課題

複雑化・多様化している市民生活に伴い、さまざまな分野にわたっている市民のまちづくりに対するニーズに的確に対応して、市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがいと心の豊かさを感じるまち、誰もが安心して安全な生活を送ることができるまちをめざします。

また、都市基盤などのハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

主な施策

- ・バリアフリーのまちづくり
- ・情報格差のないまちづくり
- ・地域で支えあうパートナーシップ、福祉と安全のまちづくり

誰もが安心して
安全な生活の
営めるまちを
めざして

早期解決のための 相談・支援を充実

3 人権に関する相談・支援

現状と課題

人権に関する相談は、侵害行為から被害者を救済するだけでなく、被害の回復を通じた被害者への支援や人権侵害の発生予防・拡大防止にもつながります。さらに、より本格的な救済手続きへの導入や他の適切な専門機関への紹介機能もあわせ持っています。

人権問題の複雑化・多様化により、相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

主な施策

- ・相談・支援

分野別施策

男女共同参画社会の実現に向けて

① 女性

現状と課題

依然として、性差による不利な取り扱いが職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、高齢者など、障害があること、同和問題、外国人などあることなど様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさや重なり、より困難な状況に置かれています。

女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう取り組みを一層推進する必要があります。

- 主な施策**
- ・男女平等参画の総合的な推進
 - ・男女の人権の尊重
 - ・男女平等・男女の自立のための意識改革
 - ・方針決定過程への女性の参画
 - ・雇用等における男女平等
 - ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて

④ 障害者

現状と課題

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現していくためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者に対する社会的偏見を除去することが重要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障害者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

- 主な施策**
- ・地域における生活の支援
 - ・重症心身障害者への支援の充実
 - ・障害者の就労支援
 - ・意識のバリアフリーの推進
 - ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

② 子ども

現状と課題

近年、いじめや体罰、児童虐待などの問題に加え、インターネットの普及により、ネット上での悪質ないじめなどの新たな危険から子どもを守ることも必要となってきています。

いじめや児童虐待に対しては、子どもの安全確認を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

- 主な施策**
- ・安心して子どもを生育できる環境づくり
 - ・子どもが健やかに育つ環境づくり
 - ・虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護
 - ・人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

同和問題の

早期解決に向けて

⑤ 同和問題

現状と課題

最近では、インターネット上でのプライバシー侵害や差別を助長する書き込み、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害など新たな問題も生じています。

さまざまな場や機会を通して、同和問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、他の人権分野の取り組みと連携し、総合的視点に立って人権尊重のまちづくりをすすめていく必要があります。

- 主な施策**
- ・啓発活動の推進
 - ・学校教育および社会教育の充実
 - ・社会福祉の増進および保健衛生の向上
 - ・中小企業への支援
 - ・生活環境の改善
 - ・同和問題解決に向けての協力・支援

外国人市民が

日本人市民と

共に暮らしやすいまちをめざして

⑥ 外国人

現状と課題

言語・宗教・習慣などの違いによる生活上の困難や情報不足による行政サービスの享受の困難、医療や教育などの社会システム上の課題が発生しています。また、地域社会における外国人住民と日本人住民との軋轢から生じる居住や雇用における差別の問題、さらには、在日韓国・朝鮮人に対する無理解や差別、外国人にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題などもあります。

多文化共生社会の実現をはかるためには、外国人であっても必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが求められています。

- 主な施策**
- ・コミュニケーション支援
 - ・生活支援
 - ・多文化共生の地域社会づくり

高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて

③ 高齢者

現状と課題

高齢化が進出し、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要なお高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症といった、人間の尊厳に関わる問題が起きている。経済的虐待など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・高齢者が生涯、健やかで安らぎのある人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

- 主な施策**
- ・生きがいを感じられる生活への支援
 - ・地域で安心して暮らし続けるための支援
 - ・生活の場と住居の供給
 - ・介護サービスの供給体制の整備および質の確保

さまざまな差別・偏見の解消に向けて

⑦ さまざまな人権分野

現状と課題

このほかにも、自殺者・自死遺族等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、婚外子、性同一性障害等の性的少数者、アイヌの人々への偏見や差別があります。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。さらに、個人情報漏えいなどプライバシーの保護に関わる問題やインターネットによるひびく・中傷をはじめとする人権侵害の問題、本人の適正な能力に基づかない不合理な基準による採用選考の問題など、一人ひとりの身辺などところどころさまざまな人権問題が生じています。新たなところどころ人権問題に対しては、それぞれの性質や状況に応じ、人権尊重の理念に照らして的確に対応することが重要です。

- 主な施策**
- ・自殺対策の充実
 - ・ホームレス自立支援施策の推進
 - ・感染症に關する正しい知識の普及と理解の促進
 - ・犯罪被害者等への支援
 - ・プライバシーの保護とインターネットの適切な利用
 - ・公正な採用選考
 - ・難病患者への地域生活支援

公 告

「[人間性豊かなまち・名古屋]をめざして」を次のように宣言する。
平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

名古屋市 市民経済局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453
e-mail: a2580@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況等について

災害時の利用者の安全確保のため、浸水想定区域内等に存する「要配慮者利用施設」は、避難確保計画の作成、市町村への届出や避難訓練の実施が義務付けられています。

これに伴い、国土交通省により、各施設における避難訓練の実施状況等について、平成30年3月頃調査が実施される予定です。

調査の依頼がありましたら、NAGOYA かいごネットへ掲載しますので、「要配慮者利用施設」に該当する事業所におかれましては、ご回答をよろしくお願いいたします。

なお、「要配慮者利用施設」に該当する事業所には、「要配慮者利用施設」である旨の通知を個別にお送りしておりますが、ご不明な場合は NAGOYA かいごネット又は名古屋市公式ウェブサイトに掲載しております一覧でご確認下さい。

(一覧は年1回の更新となっておりますので、要配慮者利用施設である旨の通知があった場合であっても、一覧に掲載されていない場合があります。)

<NAGOYA かいごネット URL>

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>

<名古屋市公式ウェブサイト URL>

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

<お問い合わせ先>

サービス種別	担当係	問い合わせ先
特別養護老人ホーム（併設事業所含む） 介護老人保健施設（併設事業所含む） 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	施設指定係	(052)972-2539
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護（単独事業所） 通所介護事業 認知症対応型通所介護事業 通所リハビリテーション（単独事業所）	居宅指定係	(052)972-3487
住宅型有料老人ホーム	指導係	(052)972-3087
養護老人ホーム 軽費老人ホーム	指導係	(052)972-2592